



佐賀県公報

平成16年
6月11日
(金曜日)
第12466号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(四二五)	一
○ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止	(四二六)	一
○ "	(四二七)	二
○ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(四二八・障害福祉課)	二
◎ 佐賀県林業改善資金貸付要綱の廃止	(四二九・生産者支援課)	二
○ 佐賀県種畜検査条例に基づく種畜証明書の交付	(四三〇・畜産課)	二
○ 証紙売りさばき人の指定	(四三一・会計課)	三
公 告		
○ 随意契約の相手方等の公示	(情報・業務改革課)	三
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	三
○ 大規模小売店舗の変更に係る公示	(商工課)	四
○ 第三十五期佐賀県地方労働委員会委員の推薦手続	(労働課)	四
○ 開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	八
○ 土地改良区役員の退任届	(農地整備課)	八
○ "	()	八
○ 土地改良区役員の就任届	()	八
○ "	()	八
○ 土地改良区役員の就任届	()	八
○ "	()	八
○ 七山西部地区岩屋下換地区換地計画決定	()	九
○ 七山西部地区向へ換地区換地計画決定	()	九
○ 随意契約の相手方等の公示	(総務法制課)	九
○ "	(市町村課)	九

○ 証紙売りさばき業務の廃止

選挙管理委員会事項

◎ 不在者投票のできる施設の指定の一部改正

正 誤

◎ 昭和四十年三月二十六日付け佐賀県公報号外中訂正

(用度管財課) 一一

(会 計 課) 一〇

(告 示・二一) 一〇

○ 告 示

●佐賀県告示第四百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月十一日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
指定訪問介護	愛郷ファーム	東松浦郡鎮西町大字菖蒲二二二二番地一	平成一六・五・三一

●佐賀県告示第四百二十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年六月十一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
愛郷ファーム	東松浦郡鎮西町大字菖蒲二二二二番地一	平成一六・五・三一

(豚)		証明書番号	名号	品種	生年月日	産地	飼養者住所・氏名
平一六年 第一号	ゼンノーデー ー〇一九九一 二八四五	デュロック	平成一 一〇・二 二四	岩手 県	小城郡 牛津町 板橋正 弘		
平一六年 第二号	スター一八 二六四フ ィールド キング二 一五	大ヨーク シヤ	平成一 一三・ 五・二 二四	埼玉 県			
平一六年 第三号	スター一 七三七 一フ ィールド トチャ ンブ一 五一三		平成一 一四・ 九・一 一三	埼玉 県			
平一六年 第四号	ゼンノー ダブル ー〇二 〇三 一七 四九		平成一 一五・ 七・二 二四	岩手 県			

●佐賀県告示第四百三十一号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十六年六月十一日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	指定年月日
野田 邦忠	佐賀市新栄西二丁目三番五号	佐賀市八戸二丁目二番七十一号	平成一六年五月三十一日

○ 公 告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年6月11日

収支等命令者

佐賀県統括本部長 坂井 浩 毅

1 借入物品等名

電子県庁システムに係る機器等一式

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社佐賀IDC 代表取締役 田中進

(2) 住所 佐賀市中の小路5番5号

6 契約価格 1,218,672,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年7月12日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年5月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人幸の輪
 (2) 代表者の氏名 松永幸子
 (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県唐津市鏡4651番地3
 (4) 定款に記載された目的

この法人は、助けあいの精神に基づき幸の輪を広げ、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業を行うことで、健康で安心して暮らしていくことのできる地域社会の構築を支援し、福祉の増進に寄与すること目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり届出があつたので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
モラージュ佐賀 佐賀市巨勢町大字牛島二本松749番2 外
 (2) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名
(変更前)
エヌアィ商業開発株式会社
(変更後)

双日商業開発株式会社

- (3) 変更した年月日
平成16年4月1日
 (4) 変更する理由
合併に伴う商号変更のため

2 届出年月日
平成16年5月11日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧場所
佐賀県農林水産商工本部商工課
 (2) 縦覧期間
平成16年6月11日から
平成16年10月10日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

佐賀県地方労働委員会の第34期委員の任期が平成16年9月13日をもって満了するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により使用者委員候補者及び労働者委員候補者の推薦を求めるとし、推薦に係る手続を次のように定めたので公告する。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 使用者委員候補者の推薦に係る提出書類
(1) 推薦書（様式1）

- (2) 被推薦者の履歴書
 - (3) 佐賀県地方労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書
- 2 労働者委員候補者の推薦に係る提出書類
- (1) 推薦書（様式2）
 - (2) 被推薦者の履歴書
 - (3) 佐賀県地方労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書
 - (4) 推薦に係る労働組合が労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の佐賀県地方労働委員会の証明書
- 3 推薦に係る書類の提出期限
平成16年7月11日
- 4 推薦に係る書類の提出先
佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

様式1

年 月 日

佐賀県知事 古川 康 様

使用者団体名 印

代表者氏名 印

佐賀県地方労働委員会の使用者委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県地方労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職	略 歴

注 1 推薦資格を有する使用者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるもの又は業務の主な部分を占めているものであること。

2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しない者であること。

3 氏名には「ふりがな」を付けること。

様式2

年 月 日

佐賀県知事 古川 康 様

労働組合名 印

代表者氏名 印

佐賀県地方労働委員会の労働者委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による佐賀県地方労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職	略 歴

注 1 推薦資格を有する労働者団体

佐賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するものであること。

2 被推薦資格者

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由に該当しない者であること。

3 氏名には「ふりがな」を付けること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
唐津市佐志字荒平1156番29、1156番30及び1156番32
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
唐津市千代田町2109番地100
株式会社平成

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐賀土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、金立土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就 退 任 年 月 日
理事	川頭乃利彦	佐賀市金立町大字千布2312番地	平成15年11月27日退任
”	内村 俊男	” 2416番地	平成16年4月1日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三田川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	就 退 任 年 月 日
理事	大隈 英磨	神埼郡三田川町大字豆田3005番地の2	平成16年2月1日退任
”	江頭 正則	” 大字箱川1429番地	平成16年3月24日就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、久保泉土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日	役職名	氏名	住 所	就 任 年 月 日
監事	石橋 文夫	佐賀市久保泉町大字上和泉1237番地1	平成16年3月6日	理事	一ノ瀬展繁	杵島郡大町町大字大町6404番地	平成15年3月26日
理事	原 富男	” 805番地	平成16年4月14日	”	岸川 隆昭	” 大字福母598番地	平成16年3月25日

七山村長 岡本研一から認可申請の七山村営土地改良事業（経営構造対策）七山西部地区岩屋下換地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

ついでに、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

七山村営土地改良事業（経営構造対策）七山西部地区岩屋下換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年6月14日から平成16年7月9日まで

3 縦覧の場所

七山村役場

七山村長 岡本研一から認可申請の七山村営土地改良事業（経営構造対策）七山西部地区向へ換地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

ついでに、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

七山村営土地改良事業（経営構造対策）七山西部地区向へ換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年6月14日から平成16年7月9日まで

3 縦覧の場所

七山村役場

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年6月11日

収支等命令者

佐賀県総務法制課長 松 信 徹 博

1 特定役務の名称及び数量

インターネット利用による行財政情報サービス 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

佐賀県経営支援本部総務法制課

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社時事通信社 代表取締役社長 榑原 潤

(2) 住所 東京都中央区銀座五丁目15番8号

5 随意契約に係る契約金額

36,117,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号による。

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成16年6月11日

収支等命令者

佐賀県経営支援本部長 満田 善

1 委託業務名

住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視

及び保守業務委託

2 契約の相手方を決定した手続

随意契約

3 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

4 契約の相手方を決定した日

平成16年4月1日

5 契約者の氏名及び住所

(1) 氏名 財団法人地方自治情報センター 理事長 芳山達郎

(2) 住所 東京都千代田区一番町25番地

6 契約金額 34,868,307円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部市町村課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号)第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。

平成16年6月11日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
山崎 一路	佐賀市八戸一丁目6番48号	佐賀市八戸一丁目6番48号	平成16年5月31日

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十一号

不在者投票のできる施設の指定(昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号)の一部を次のように改正する。

平成十六年六月十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 病院の表中

「国立佐賀病院」を「独立行政法人国立病院機構佐賀病院」に、

「医療法人社団芳香会介護老人保健施設セントポーリア」を「唐津市佐志字石ヶ元二一九番地二」に、

「医療法人社団芳香会介護老人保健施設セントポーリア」を「唐津市佐志字石ヶ元二一九番地二」に、

「社会福祉法人佐賀整肢学園から」医療福祉センターを「唐津市双水字山ノ下二八〇六番地」に、

「佐賀郡大和町大字尼寺二六七七番地」を「佐賀郡大和町大字尼寺三三二二七番地」に、「国立肥前療養所」を「独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センター」に、「国立療養所東佐賀病院」を「独立行政法人国立病院機構東佐賀病院」に、「国立嬉野病院」を「独立行政法人国立病院機構嬉野医

療センター」に改める。
二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム真心の園

鳥栖市平田町字東前三一〇六の四

を

特別養護老人ホーム真心の園

鳥栖市平田町字東前三一〇六の四

社会福祉法人健翔会特別養護老人ホームひまわりの園

鳥栖市田代本町九二四番地の一

に改める。

社会福祉法人健翔会ケアハウスコスモスの園

鳥栖市田代本町九二四番地の一

三 身体障害者更正援護施設の表中

社会福祉法人佐賀整肢学園身体障害者療護施設佐賀整肢学園・オークス

佐賀市金立町大字金立一六八番地一

を

社会福祉法人佐賀整肢学園身体障害者療護施設佐賀整肢学園・オークス

佐賀市金立町大字金立一六八番地一

に改める。

社会福祉法人佐賀整肢学園身体障害者療護施設からつ医療福祉センター・久里双水園

唐津市双水字山ノ下二八〇六番地

○ 正 誤

昭和四十年三月二十六日付け佐賀県公報号外中訂正

頁

箇所

誤

正

19

左から十二行目

相手方の 使用計画	
--------------	--

相手方の 住所氏名	相手方の 使用計画

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)